

事務所通信

藤田 明税理士事務所

〒272-0824 千葉県市川市菅野4-13-1-305

TEL・FAX 047-325-0173

E-mail ayfujita@gaea.ocn.ne.jp

今月のことば

方向を打ち出したら
すぐに実行する

井上礼之
(ダイキン工業代表取締役会長兼CEO)

- | | | |
|--------|--------------------------------|---|
| ● 経営 | 金融機関への業績説明の仕方 | 2 |
| ● 税制改正 | 平成24年度税制改正法案が成立 | 3 |
| ● 税務 | 減価償却制度改正の影響と対応 | 4 |
| ● 労務 | 総務・経理担当者が知っておきたい 労務事務の届出窓口はここ! | 6 |
| ● コラム | 全身疾患を招く「歯周病」 | 8 |

表紙 レンゲツツジと蓼科山(長野県)

レンゲツツジは、6月の信州の高原に咲く花で、集まって咲く様子が蓮華のようなことからその名が付いたとされる。蓼科山は、円錐形の美しい山容から諏訪富士とも呼ばれる。

6
2012



金融機関への業績説明の仕方

融資の申込みや返済計画の変更をした企業等に対して、金融機関は経営者自身による業績の説明（情報開示）を求めています。では、具体的に何をどう説明すればいいのでしょうか。実際に、金融機関へ定期的に業績の説明を行っている企業の例を見てみましょう。

【S社の概況】

- ビル、店舗用の内壁材の製造・販売
- A銀行に借入金の返済猶予をしてもらい、経営改善計画を提出し、経営改善に取り組んでいる。
- 平成22年度（平成22年10月～平成23年9月）に、売上6億円、経常利益200万円を目指とし、黒字転換を目指した。

■売上未達成の原因を分析し、対策を説明

平成23年6月下旬、S社長がA銀行に出向いて、5月の業績を説明しました。

S社長は、5月の売上実績について、震災の影響が大きかった4月よりは改善したものの、目標の5,000万円に対して4,000万円(80%)となったことを報告するとともに、その要因と見通しを次のように説明しました。

大口だったショッピングセンターの増改築工事が震災の影響で4月中旬まで中断したために、予定していた納品が大きくずれ込んだことが影響しました。

しかし、現在は、工事が再開したことに加えて、震災復旧・復興関連での受注があるため、6月は4,500万円の売上目標に対して、5,000万円以上を見込んでいます。

■売上は改善したが、利益率が低下

6月の業績説明では、ショッピングセンターの増築工事の再開と震災復旧関連の受注によって、4,500万円の売上目標に対して、実績5,600万円と大きく目標をクリアしたこと、売

上が順調に推移しており、7月は5,000～5,200万円程度の受注を見込んでいることを報告しました。

しかし、原材料の値上がりや大口受注の利益率が悪いことから、売上の伸びほど利益が伸びておらず、その対応を説明しました。

原材料について新たな仕入先を探しており、また、大口の取引にこだわらず、小口でも利益率が高いものは確実に受注していく方針です。

■決算報告で、今後の対策を説明

決算報告では、目標の売上6億円、経常利益200万円に対して、実績は、売上6億1,000万円、経常利益100万円となり、黒字転換に成功したものの、経常利益が未達となりました。これについて、S社長は、今後の対策を含めて次のように説明しました。

復興関連での受注が大きく、売上を達成することができました。

しかし、原材料の値上がりや大口取引での利益率の低下が影響し、経常利益が目標に届きませんでした。今後は、復興関連での新たな納品先について、継続的な取引ができるよう重点的に営業訪問を行います。また、原材料の値上がりをはじめ、電気料金や石油などの値上がりが予想されるため、省力化や製造ロスの削減のために、作業のムダ等を洗い出しているところです。

■金融機関も社長の姿勢を評価する

このような社長の説明に対して、A銀行の担当者は、「決算書の数値だけでなく、現状分析、改善点、具体的な売上の見通しについて、自分の言葉で説明されるので、経営に対する姿勢がよくわかります」と高く評価しています。

平成24年度税制改正法案が成立

平成24年度税制改正法案が成立しました。中小企業の各種特例措置の延長や個人の給与所得控除の改正などが行われました。

企業関係

①中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業が一定の設備投資やIT投資をした場合の税額控除や減価償却の特例措置に、下記の見直し等が行われ、適用期限が2年延長されました（所得税においても同様）。

- 対象資産の範囲に製品の品質管理の向上に役立つ工具、器具及び備品を追加

【適用】平成26年3月31日までの取得・事業使用分まで

②少額減価償却資産の損金算入特例の延長

中小企業者等の取得価額が30万円未満である少額減価償却資産の全額を損金算入（即時償却）できる特例が2年延長されました（所得税においても同様）。

【適用】平成26年3月31日までの取得・事業使用分まで

③研究開発減税の延長

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度について、試験研究費の増加額に係る特別税額控除、または平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る特別控除額を選択適用できる措置の適用期限が2年延長されました（所得税においても同様）。

【適用】平成26年3月31日までに開始する事業年度まで
(所得税は平成26年分まで)

④中小企業の交際費等の損金算入特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小企



業の交際費等の損金算入の特例（年間600万円までの金額の90%を損金に算入）についても、2年延長されました。

【適用】平成26年3月31日までに開始する事業年度まで

個人関係・その他

⑤給与所得控除の上限設定

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、給与所得控除額は245万円が上限になりました。

【適用】
•所得税は平成25年分から適用
•住民税は平成26年度から適用

⑥住宅取得等資金贈与の非課税の拡充・延長

直系尊属（父母、祖父母など）から、マイホームの取得資金等の贈与を受けた場合に、一定金額について贈与税が非課税となる制度について、限度額は次第に減っていくものの制度そのものは延長されました。

また、省エネや耐震性能の高い住宅は、非課税枠が500万円上乗せされます。

■非課税限度額

贈与の年	一般住宅	省エネ住宅・耐震性住宅
平成24年	1,000万円	1,500万円
平成25年	700万円	1,200万円
平成26年	500万円	1,000万円

【適用】平成26年12月31日まで

減価償却制度改正の影響と対応

平成23年度税制改正において、平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法償却率が引き下げられました。特に設備投資の大きい企業には影響があります。

1 改正の内容

定率法償却率の引き下げ

これまで、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を2.5倍した償却率（250%定率法）でしたが、平成23年度税制改正によって、平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率については、定額法の償却率の2倍の償却率（200%定率法）に引き下げされました。（図表1）

図表1 定率法償却率の改正内容

改正前	平成19年4月1日以後に取得したもの 定率法償却率…定額法償却率の2.5倍
改正後	平成24年4月1日以後に取得したもの 定率法償却率…定額法償却率の2倍

※基本的な償却限度額の計算方法は同じです。

2 改正による実務への影響

(1) 節税効果が小さくなる

定率法は設備投資の初期に比較的多額の減価償却費を計上できることから、従来の250%定率法には大きな節税効果がありました。今回の償却率の引き下げが、どの程度の影響があるのか気になるところです。

例えば、取得価額300万円、耐用年数7年で、200%定率法と250%定率法による償却限度額を比較すると、200%定率法では、耐用年数の前半では、従来より償却限度額は小さになりますが、後半では大きくなり、償却の進行度合いがなだらかになっています。（図表2）



したがって、取得後1、2年目の償却限度額が小さくなることで、初期の節税効果が小さくなります。耐用年数の経過にしたがって償却限度額がやや大きくなり、取り戻されることになります（耐用年数の期間内に減価償却が完了することに変わりはありません）。

図表2 取得価額300万円、7年の耐用年数で
償却限度額を比較した場合



(2) 事務が煩雑になる

平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産から200%定率法が適用されると、3月決算以外の企業や個人事業者では、同一事業年度（または同一年中）に取得した同じ耐用年数の減価償却資産であっても、異なる償却率を適用しなければならないなど、事務が煩雑

になります。そのため、特例措置が設けられています。

3 事務負担軽減のための特例措置

(1) 事業年度終了までは250%定率法が適用できる

【特例措置】

事業年度が平成24年4月1日をまたぐ法人や個人事業者については、その事業年度末まで（個人事業者は平成24年中）に取得した資産については、250%定率法での減価償却が認められます。

適用にあたって、届出は不要です。

例えば、定率法を選定している9月決算法人であれば、平成24年4月1日から事業年度終了までに取得したものであっても、250%定率法により償却することが可能です。

図表3

① 法人の場合（9月決算の例）

	H23/10/1	H24/4/1	H24/9/30
原則	250%定率法	200%定率法	
特例	250%定率法		200%定率法

※事業年度終了までは250%定率法の適用が可能

② 個人の場合

	H24/1/1	H24/4/1	H24/12/31
原則	250%定率法	200%定率法	
特例	250%定率法		200%定率法

※平成24年中は250%定率法の適用が可能

(2) 250%定率法を200%定率法へ統一できる

改正によって、旧定率法の償却率を含めて3種類の償却率が存在することになるため、事務負担の煩雑化が予想されます。（図表4）

図表4 耐用年数5年の場合の償却率の例

区分		償却率
①旧定率法(平成19年3月31日までに取得)		0.369
定率法	②平成24年3月31日までに取得	0.500
	③平成24年4月1日以後に取得	0.400

そこで、平成24年4月1日以後に終了する事業年度において、既存の250%定率法で計算している減価償却資産の償却率を200%定率法の償却率に変更することが考えられます（償却率の統一）。

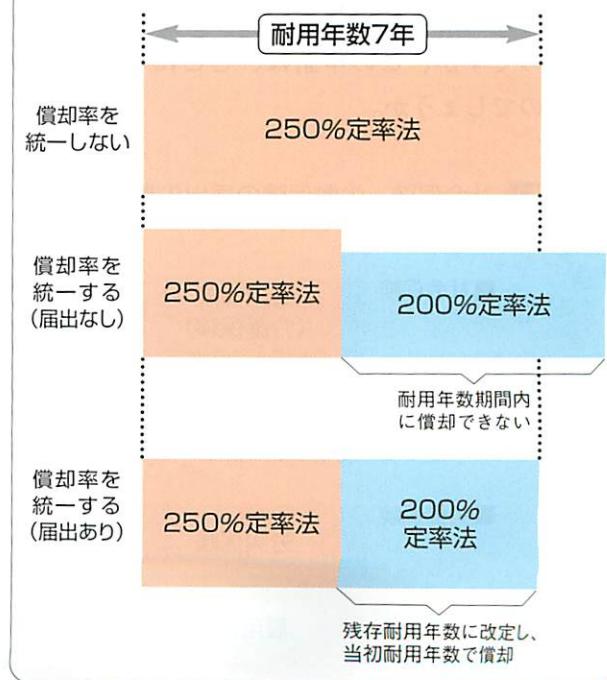
しかし、償却率を統一することで、耐用年数の期間内に償却を完了させることができなくなるため、250%定率法の減価償却資産のすべてについて償却率を200%に統一することを条件に、耐用年数の期間内に償却が完了できる、次のような特例措置が設けられています。

【特例措置】

平成24年4月1日をまたぐ事業年度、またはその翌事業年度において、償却率の統一をした減価償却資産の耐用年数を一定の方法により残存耐用年数に改定して、耐用年数を短くしたうえで200%定率法を適用することにより、当初の耐用年数の期間内に償却を終了させることができます（図表5参照）。

ただし、平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに、「200%定率法の適用を受ける旨の届出書」の提出が必要になります。

図表5 250%定率法を適用している既存減価償却資産の取扱い



総務・経理担当者が知りたい 労務事務の届出窓口はここ！

総務・経理担当者にとって、社会保険や労働保険に関する会社の手続きを行う場合、どこに何を届け出ればよいのか、迷うことが多いといいます。

社員が退職した際の 届出先はどこ？

品川工業では、総務担当になった目黒さんが、労務関連（社会保険、労働保険）の事務について、何を、どこで手続きすればよいのかがよくわからず、総務の上野課長のところにやってきました。

目黒：退職した社員の社会保険、労働保険について、届出が必要なのですが、どこに何を届ければいいのかが、よくわからないのですが……。

課長：社員が退職する場合、社会保険については、健康保険・厚生年金保険の資格喪失の届出を年金事務所にしなければならないんだ。労働保険については、雇用保険の資格喪失の届出をハローワークに出すんだ。

目黒：わかりました。それと、最近、出産した女性社員に、健康保険から給付が出るようですが、この申請は、どこにすればよいのでしょうか。



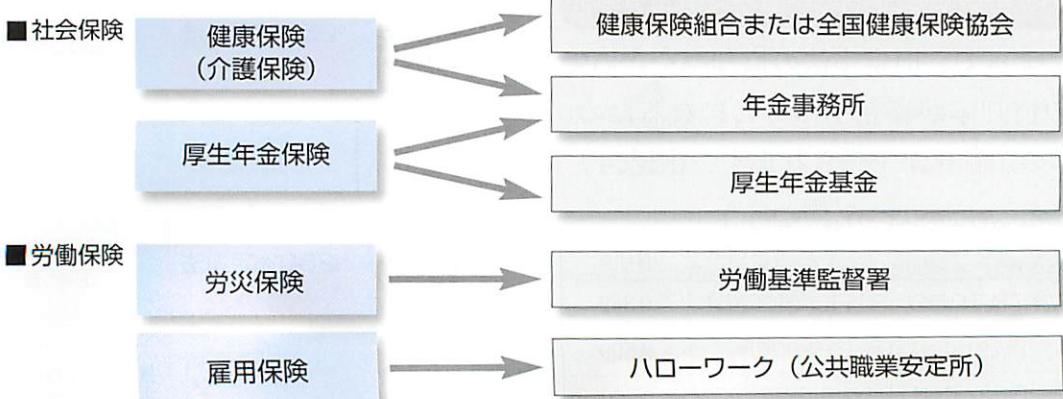
課長：それは、健康保険協会だな。

窓口は、各都道府県に一つだから、郵送で手続きするといいよ。

労務関連（社会保険・労働保険）の事務には、例えは次のようなものがあります。

- 社員の入社、退社、扶養の手続き
- 氏名や住所変更の届出
- ケガ、病気、事故による給付申請
- 出産、死亡、育児・介護による給付申請
- 給与関連（給与金額変更、賞与支払いなど）の届出
- 会社に関係すること（設立関連、社名変更、代表者変更、住所変更、支店開設など）の届出
- 労使協定関連の届出 等々

図表1 社会保険・労働保険の届出先機関一覧



これらの事務は、届出窓口（行政窓口）が異なりますが、社会保険関連は、健康保険協会や年金事務所、労働保険関連は、労働基準監督署やハローワークになります。（図表1）

ただし、社会保険について、会社が健康保険組合^(※1)や厚生年金基金^(※2)に加入している場合は、原則として、それぞれの組合、基金への手続きが必要になります。それぞれの窓口へご確認ください。

※1 健康保険組合（組合けんぽ）とは、国が行う健康保険事業を代行する公法人。中小企業では、同業種の複数の企業が共同で設立した健康保険組合に加入している場合がある。企業は、健康保険組合か、政府管掌の健康保険協会（協会けんぽ）のどちらかに加入している。

※2 企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受け設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せ（プラスアルファ）を行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行う。厚生年金基金の加入者は、国と基金の両方から老齢給付を受けられる。

● 経理・総務担当者の方へ

労務事務に関する手続きは、次の3つの柱を押さえておけばわかりやすい！（図表2参照）

- ①入退社に伴う事務
- ②社員の異動や会社所在地等の変更に伴うスポット的な事務
- ③年間で定期的に行う事務（労働保険の年度更新や社会保険の算定手続きなど）

図表2 代表的な手続きと届出書類の一例

	手続きの例	届出先	届出書類等の例
①入退社に伴う事務	社員の入社	ハローワーク 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険被保険者資格取得届 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
	社員の退職	ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険被保険者資格喪失届 ●雇用保険被保険者離職証明書 ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
	社員の家族の扶養手続き	年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者（異動）届 (被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)の場合は、国民年金第3号被保険者資格取得届も提出)
②従業員の異動などスポット的な事務	社員の出産	全国健康保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険出産手当金支給申請書 ●健康保険被保険者・家族出産育児一時金支給申請書 等
	社員が私傷病で休んだ場合	全国健康保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険傷病手当金支給申請書 (連続3日以上休み、給与が支払われていない場合に支給)
	業務中にけがをした場合	労働基準監督署	<p>【指定病院にかかった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養補償給付たる療養の給付請求書 等 【4日以上休み、賃金を受けられない場合】 ●休業補償給付支給請求書 等
③定期的な事務手続き	各種助成金	ハローワーク	<p>【助成金の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金） ●試行雇用奨励金 等
	社会保険の算定手続き（年1回）	年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者報酬月額算定基礎届等
	労働保険の年度更新手続き（年1回）	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ●労働保険概算・確定保険料石綿健康被害救済法一般拠出金申告書
	時間外労働・休日労働に関する届出	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ●時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）

全身疾患を招く「歯周病」

歯周病は歯周組織に発生する疾患（歯肉炎や歯周炎など）の総称です。歯周病は人類史上最も多い感染症としてギネスブックに掲載されており、日本の成人の8割がかかっているといいます。

歯周ポケットが歯周病菌の住みかに！

多くの歯周病は歯垢（plaques）の中の歯周病菌が原因です。この歯垢が歯周ポケット（歯と歯肉の間の溝）に入り込んでいき、歯肉などに炎症を引き起します。

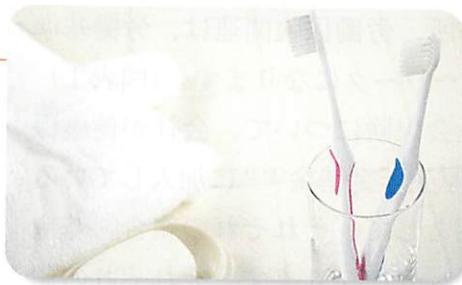
歯周病の進行と症状

	①歯肉炎（ポケット2~3ミリ） 歯茎がむずがゆい、腫れる。
	②軽度歯周炎（ポケット3~5ミリ） 食べ物がよく挟まる。歯磨きで血が出る。
	③中等度歯周炎（ポケット4~7ミリ） 歯茎から自然に血や膿が出る。
	④重度歯周炎（ポケット6ミリ以上） 歯の隙間が広がり、グラグラする。
	⑤歯が抜ける！

※歯周病の目安は、歯周ポケットの深さが4ミリ以上

歯を失うだけでなく、全身疾患を招く!?

歯周病が怖いのは、歯を失うことだけではありません。歯周病菌が歯肉などの血管から侵入して全身を巡り、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、肺炎など全身疾患を招く恐れがあります。歯周病にかかっている人は、心筋梗塞な



ど心臓の病気が普通の人の1.5倍、脳卒中が約3倍というデータもあります。

歯周病度をチェックしよう

歯周病は自覚症状がほとんどないため、気づかないうちに悪化しやすいようです。次の項目をチェックしてみましょう。

歯周病チェック

- 朝起きたときに、口の中がネバネバする…………□
- 歯磨きのときに出血する…………□
- 硬いものがかみにくく………□
- 口臭が気になる…………□
- 歯肉がときどき腫れる…………□
- 歯肉が下がって、歯と歯の間に隙間ができる…………□
- 歯がグラグラする…………□

※2つ以上当てはまると歯周病の可能性あり

プロケア&セルフケアで歯周病予防

歯周病予防には歯科医院での定期検診が不可欠です。自分では取りきれない歯垢・歯石の除去と共に、歯周ポケットの深さなどの測定で自分の口の状態を知り、歯間ブラシの使用など口内ケアの指導を受けましょう。

また、毎日の歯磨きは①鏡で確認しながら、②みがきにくい所から、③毛先をきちんとあてて、④軽い力で、⑤小刻みにみがく—これがポイントです。

【今月のことば】

方向を打ち出したら、すぐに実行する

井上礼之（ダイキン工業代表取締役会長兼CEO）

井上氏は、13期連続で増益を達成し、ダイキン工業を1兆円企業に育てた。「いま重要なのはスピードです。責任者は、方向を打ち出したらすぐに実行する。『一流的実行力と二流の戦略』でいい。まず、実行に移して、肌で感じながら、戦略を変えていく。それぐらいのスピードとダイナミズムがないと通用しません」と井上氏はいう。

参考：「日経ビジネス（2011.7.11）」